

「電気料等価格高騰対策 十和田市民応援券」の 取扱加盟店を募集します！

十和田市では、エネルギー・食料品等の物価高騰により落ち込んでいる市内経済の活性化と市民の家計を支援するため、市内の店舗で利用できる「電気料等価格高騰対策 十和田市民応援券(商品券)」を発行します。下記の通り取扱加盟店を募集いたしますので、是非お申込みください。

取扱加盟店募集要項

募集期間	令和4年11月11日(金)～11月30日(水) ※上記期間内にお申込みの事業者・店舗は、応援券と一緒に配布する「取扱加盟店一覧」に掲載します。募集期間終了後も随時受付しますが、ホームページのみの掲載となります。
参加資格	十和田商工会議所、又は十和田湖商工会の会員事業所であり、十和田市内で日常的に買い物やサービスの提供を行うことができる事業者・店舗
店舗区分	1) 大型店…大規模小売店舗立地法(新大型店法)及び大規模小売店舗法(旧大型店法)に基づき、店舗面積が1,000㎡を超える大型店 2) 中小店…店舗面積が1,000㎡未満の店舗
費用	登録料及び換金手数料等の費用は一切かかりません。
申込方法	裏面の「電気料等価格高騰対策 十和田市民応援券加盟店登録申込書」に必要事項を記入し、下記の提出先にご持参いただくか、FAX(FAXの場合は、FAX送信後に確認の電話をお願いします)、又は郵送にてお申込みください。
申込後の手続	12月14日(水)までに「応援券取扱マニュアル、取扱加盟店ポスター・ポップ、登録証、応援券見本、応援券換金依頼書等」を郵送します。
換金方法	「応援券換金依頼書」に必要事項を記入の上、利用済み応援券(裏面の取扱加盟店欄に店舗名を押印、又は記入)を添えて十和田商工会議所、又は十和田湖商工会にて受付してください。応援券の換金は12月下旬から令和5年3月中旬まで行います。
お問合せ・登録申込書提出先	■十和田商工会議所 〒034-8691 十和田市西二番町4-11 TEL 0176-24-1111 FAX 0176-24-1563 ■十和田湖商工会 〒034-0301 十和田市奥瀬字中平61-1 TEL 0176-72-2201 FAX 0176-72-3050

応援券の概要

発行総額	約2億8千500万円(10,000円分×約28,500冊)
構成	1冊あたり 500円券×20枚綴り(10,000円分) 20枚の内訳…全取扱店共通券(全取扱加盟店利用可)8枚 中小取扱店専用券(中小店加盟店のみで利用可)12枚
引換冊数	十和田市内1世帯につき1冊
引換期間	令和4年12月19日(月)～令和5年2月28日(火)
引換方法	各世帯に配布する引換券と交換
引換場所	十和田市内の取扱郵便局(14郵便局…十和田・奥瀬・藤坂・大深内・十和田湖・四和・深持・焼山・陸奥沢田・切田・十和田穂並町・十和田西二十二番・十和田大学前・十和田元町)窓口における取扱時間内
引換対象者	市内全世帯
利用期間	令和4年12月19日(月)～令和5年2月28日(火)



応援券発行及び実施主体：十和田市(十和田市農林商工部商工観光課 TEL 0176-51-6773)
応援券換金事業受託者：十和田商工会議所(十和田商工会議所業務課 TEL 0176-24-1111)

電気料等価格高騰対策 十和田市民応援券 取扱加盟店登録申込

十和田商工会議所・十和田湖商工会 行

「電気料等価格高騰対策 十和田市民応援券」発行事業の趣旨に賛同し、下記のとおり取扱加盟店の登録申込みを致します。なお、登録申込みにあたり、同事業の実施要項を遵守することを誓約します。

1. 連絡先・振込先

事業所名									
現在実施中の「みんな元気に！十和田市民応援券」の加盟状況	加盟している ・ 加盟していない								
※加盟している事業所は、登録内容に変更がなければ、これより下の記入は不要です。登録内容に変更がある場合は、該当する欄に変更内容をご記入ください。									
会員区分 (いずれかに○)	十和田商工会議所会員 ・ 十和田湖商工会会員								
所在地	〒								
担当者 役職・氏名									
TEL	()	—	FAX	()	—				
応援券 換金用 振込口座	銀行・信用金庫 農協・信用組合 (いずれかに○)			本店・支店 営業部 (いずれかに○)					
	口座種別 (いずれかに○)	普通 ・ 当座	口座番号						
	口座名義	フリガナ							

2. 取扱加盟店一覧への掲載用店舗名の記入欄

加盟を希望する全ての店舗名をご記入下さい。換金の振込口座が異なる場合や記入欄が足りない場合には、本申込書をコピーしてご使用下さい。

	店舗①	店舗②
店舗名		
住所	〒	〒
TEL		
店舗区分 ^{※1} (いずれかに○)	大型店 ・ 中小店	大型店 ・ 中小店
業種 ^{※2}		
営業内容 ^{※3}		
対象外商品 ^{※4}		

※1 大型店とは…大規模小売店舗立地法(新大法)及び大規模小売店舗法(旧大法)に基づき、店舗面積が1,000㎡を超える大型店。中小店とは…店舗面積が1,000㎡未満の店舗。

※2 以下の業種からお選びください。

①小売業 ②飲食業 ③サービス業 ④卸売業、⑤建設業、⑥製造業 ⑦その他(詳細をご記入ください)

※3 営業内容の記入例…スーパーマーケット、ホームセンター、ドラッグストア、コンビニ、食料品、衣料品、日用雑貨、居酒屋、レストラン、食堂、菓子店、ガソリンスタンド、家具・家電販売等々、主なものをご記入ください。

※4 実施要項の「応援券の利用対象にならないもの(対象外商品)」以外で貴社が指定する利用対象外の商品等があればご記入ください。